

支援情報①

新型コロナウイルス感染症の影響で収入・売上が減少した方・企業等への支援制度などを紹介します。支援を受けるための要件や申請方法など、詳しくは市HPをご覧になるか、各担当課などへお問い合わせください。(国等の動向により内容が変更となる場合があります。)

市役所電話番号☎25-2111

今回の特集では、4月20日現在の支援情報を掲載しています。
政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等に関する情報は、今後、内容が確定したものから順次お知らせします。

市民向け

事業主向け

市民税等の負担支援

市に納める税金や保険料等について、徴収の猶予、納付額の減免をします。

市民税（個人・法人）、国民健康保険税

問徴収猶予、減免…本所納税課☎内線218・221、市コロナ相談窓口

固定資産税、軽自動車税、入湯税

問徴収猶予…本所納税課☎内線218・221、市コロナ相談窓口

介護保険料

問徴収猶予…本所納税課☎内線218・221、市コロナ相談窓口

減免…本所長寿介護課☎内線187

後期高齢者医療保険料

問徴収猶予…本所納税課☎内線218・221、市コロナ相談窓口

減免…本所国保年金課☎内線127

国民年金保険料

問納付猶予、免除…本所国保年金課☎内線113、鶴岡年金事務所☎23-5040

居宅介護サービス費等

問減額…本所長寿介護課☎内線194

市営住宅、特定公共賃貸住宅使用料

問徴収猶予、減免…本所建築課☎内線483

上下水道料金

問支払猶予…上下水道部お客様センター☎23-7610

市民向け

生活再建の支援

生計の維持が困難になった方や、失業等によりお困りの方等に費用の貸付けなどを行います。

緊急小口資金の貸付け

対休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活維持のために資金を要する方

■上限額 10万円以内（その他貸付要件に該当する世帯は20万円以内）

■償還期間 据置期間1年以内、償

還期限2年以内

総合支援資金の貸付け

対収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難な方

■上限額 単身世帯・月15万円以内、2人以上世帯・月20万円以内

■貸付期間 原則3ヶ月以内

■返済期間 据置期間1年以内、償還期限10年以内

《共通》

■利率・保証人 無利子・不要

問鶴岡市社会福祉協議会（にこふる）☎24-0053

国民健康保険傷病手当金の支給

感染などにより勤務することができず、給与等の支払いを受けられない場合に傷病手当金を支給します。

対国民健康保険加入者のうち雇用契約をしている方

■支給対象期間 勤務できなくなった日から、3日を経過した日から勤務できない期間

■支給額 （直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷勤務日数）×2/3×日数

■適用期間 令和2年1月1日～9月30日（入院期間が継続する場合は最長1年6ヶ月）

問本所国保年金課☎内線177

事業主向け

中小企業等への金融支援

売上高の減少など業況が悪化している事業主の方に、融資や信用保証を行います。

長期安定資金Ⅱ（市商工業振興資金）

対最近3ヶ月の売上高が前年または前々年同期より10%以上減少している事業者

■限度額 2,000万円（運転資金のみ。1,000万円を超える利用は1回限り）

■貸付期間・利率 10年・0.45%（変動）

申各金融機関

問本所商工課☎内線563

地域経済変動対策資金による無利子融資（県商工業振興資金）

対最近1ヶ月の売上高が減少し、かつ今後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が減少する見込みの事業者

■限度額 5,000万円（運転資金の

み。最近1ヶ月の売上高が50%以上減少し、かつ今後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が30%以上減少する見込みの場合は1億円）

■貸付期間・利率 10年・1.6%（固定。最近1ヶ月の売上高が30%以上減少し、かつ今後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が30%以上減少する見込みの場合は無利子）

経営安定資金1号（県商工業振興資金）

対最近3ヶ月の売上高が過去3年内のいずれかの年の同期より5%以上減少している事業者

■限度額 8,000万円（運転資金のみ）

■貸付期間・利率 7年・1.6%（固定）

《共通》

申各金融機関

問県中小企業振興課☎023-630-2359

新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）

対最近1ヶ月の売上高が前年または前々年におけるのいずれかの年の同期より5%以上減少している事業者

■限度額 国民生活事業6,000万円、中小企業事業3億円

■貸付期間 設備資金20年、運転資金15年

■利率 国民生活事業 3,000万円以内・当初3年1.01%、以後1.91% 3,000万円以上・1.91%

中小企業事業 1億円以内・当初3年0.21%、以後1.11% 1億円以上・1.11%

※一部対象者について、当初3年間が実質無利子となる利子補給制度あり。

申日本政策金融公庫酒田支店☎023-4-22-3120

問日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル☎0120-154-505

セーフティネット保証4号

一般保証とは別枠で信用保証を行います。

対1年以上継続して事業を行っている事業者

■要件 最近1ヶ月の売上高が20%以上減少し、かつ今後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高が20%以上減少する見込み

セーフティネット保証5号

一般保証とは別枠で信用保証を行います。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡大されました

感染症の収束に向け

「人との接触を8割減らす」ことを目指しましょう

実施期間 5月6日水まで

感染の拡大を防ぐには、国民が一丸となって、マスクの着用などの基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「3つの密」を避けるなど、ご自身が感染しないようにするとともに、他の人に感染させないように徹底することが必要です。

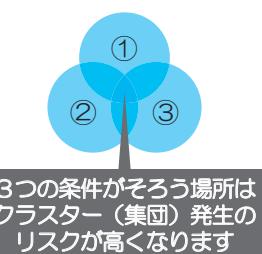
地域の生活や医療、経済を守るため市民一人ひとりが、次の3つの行動に取り組むようお願いします。

— 市民の皆様にお願いしたい3つの行動 —

1. 不要不急の外出を避けてください。特に繁華街の接待を伴う飲食店への外出はしないでください。
2. 県内を含む感染が発生している地域との交流や都道府県をまたいだ移動を自粛してください。
3. 「3つの密」を避けることを徹底してください。

☆5月7日以降については、今後の市からのお知らせにご留意ください。

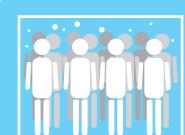
「3つの密」とは



①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や発声をする 密接場面



各種相談窓口

感染が疑われる症状がある方

新型コロナ受診相談センター（山形県内統一番号）
相談電話 ☎0120-88-0006（フリーダイヤル）
24時間対応（土曜・日曜日、祝日を含む）

症状の有無にかかわらず不安に思う方

新型コロナ相談窓口（庄内保健所）
相談電話 ☎66-4920
午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

聴覚や言語機能に障害がある方

山形県健康福祉企画課
ファックス FAX023-625-4294

午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

生活支援や企業の経営支援などを受けたい方

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口（市コロナ相談窓口）

開設時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日を除く）

開設場所 市役所本所1階 総合相談室

相談体制 窓口相談員が相談内容の聞き取りを行います。
相談内容に応じて担当課の職員が来室し、相談・申請を受け付けます

問合せ 本所防災安全課☎内線199

に補助する親族を含む

小学校休業等対応支援金

小学校等の臨時休業などに伴い、子供の世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に支援金を支給します。

■**援助額** 日額4,100円

■**適用日** 2月27日～6月30日に就業できなかった日

■**対象条件** 子供の世話をを行う保護者で、小学校等の臨時休業の前に業務委託契約等を締結している等
《共通》

申 9月30日㊁まで学校等休業助成金・支援金受付センターへ

問 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談センター☎ 0120-60-3999

他 申請書類等は厚生労働省HP

事業主向け

中小企業等の取り組み支援

設備投資や販路拡大、消費喚起のための取り組みをする事業主の方に、補助金の交付や税額免除を行います。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資等に掛かる費用の一部を補助します。

■**援助額** 100万円～1,000万円

■**補助率** 中小企業1/2、小規模事業者2/3、特別枠2/3

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、採択審査における加点措置あり。

申 5月20日㊁まで全国中小企業団体中央会へ電子申請

問 ものづくり補助金事務局サポートセンター☎ 050-8880-4053、本所商工課☎ 内線593

I T導入補助金

バックオフィス業務の効率化等、付加価値向上につながるI Tツール導入を支援します。

■**援助額** 30万円～450万円

■**補助率** 1/2

※在宅勤務制度（テレワーク）の導入に取り組む事業申請に加点措置あり。

申 6月上旬からサービスデザイン推進協議会へ電子申請

他 I T導入補助金2020HP

《共通》

他 G ビズ ID の取得が必須

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が取り組む販路開拓等の取り組みを支援します。

■**援助額** 上限50万円

■**補助率** 2/3

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、採択審査における加点措置あり。

申 鶴岡商工会議所☎ 24-7711、出羽商工会☎ 33-2117

「先端設備等導入計画」の認定による固定資産税免除

対象設備に掛かる固定資産税を3年間免除します。

対 先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上）を受けた中小企業者等

■**対象設備** 生産性向上の指標が旧モデル比で年平均1%以上向上し、工業会の証明があるもの

申 本所商工課☎ 内線593

中小企業ものづくり振興事業補助金

市内中小企業者が実施する、新製品開発や販路開拓に掛かる費用の一部を補助します。

■**援助額** 50万円～150万円

■**補助率** 1/2または2/3

※「新型コロナウイルス感染症対策開発事業」及び「新型コロナウイルス感染症対策販路開拓事業」の2事業を新設。

申 本所商工課☎ 内線565

事業主向け

中小企業等への給付金の支給

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対し、事業全般に広く使える給付金を支給します。

持続化給付金

対 売上高が前年同月比で50%以上減少している企業・個人事業者（資本金10億円以上の大企業を除く。医療法人など会社以外の法人も対象）。

■**給付額** 法人200万円、個人事業者100万円

■**上限額** 昨年1年間の売上高からの減少額

申 インターネットでの申請を基本として、必要に応じ、申請支援を行う窓口を設置予定

問 中小企業金融・給付金相談窓口☎ 0570-783183

学童保育所・保育所等向け

その他

小・中学校の臨時休業等への対応

学童保育所や放課後子ども教室の運営費用に対して支援するほか、各施設でのマスクや消毒液の購入費に對して補助します。

学童保育所等の運営に関する支援

►学童保育所委託料及び補助金の増額

問 本所子育て推進課☎ 内線150

►放課後子ども教室開催費用の増額

問 社会教育課（櫛引庁舎）☎ 57-4866

►放課後等デイサービス利用に係る障害児通所給付費の増額

問 本所福祉課☎ 内線130

保育所・学童保育施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策

►保育所等におけるマスク、消毒液、備品等の購入費の補助

►学童保育所におけるマスク、消毒液、備品等の購入費の補助

►地域子育て支援拠点施設等におけるマスク、消毒液、備品等の購入費の補助

問 本所子育て推進課☎ 内線149-150

小・中学校の臨時休業への対応

►学校給食停止に伴うキャンセル不能な賄材料費の支払い

問 学校給食センター☎ 24-0411

市民向け

事業主向け

宿泊・飲食業、小売業等への支援

感染症の収束に必要な消費回復策として宿泊施設・飲食店、商店街の利用促進を支援します。

宿泊・飲食業緊急支援事業

3月市議会定例会で可決された宿泊施設や飲食店の利用に補助する事業については、開始時期や内容が決まり次第改めてお知らせします。

山形県緊急地域経済対策基金（商店街等支援）

県と市町村が実施する商店街等でのキャンペーンを支援する事業については、開始時期や内容が決まり次第改めてお知らせします。

支援情報②

対中小企業庁が指定する業種の事業者

■要件 最近3か月の売上高が前年同期より5%以上減少している

危機関連保証

一般保証、セーフティネット保証とは別枠で信用保証を行います。

対新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた事業者

■要件 最近1か月の売上高が15%以上減少し、かつ今後2か月を含む3か月の売上高が15%以上減少する見込み

《共通》

■保証限度額 普通保証2億円、無担保保証8,000万円、無担保無保証人保証1,250万円

※県の商工業振興資金による融資を受ける場合、信用保証料補給制度により、事業者負担なしで保証を受けることができます。

申本所商工課☎内線563、各金融機関
問同課

農・林・漁業者向け

農林漁業分野への金融支援

農業や林業、漁業を営む方及び法人に、資金の貸付けを行います。

農林漁業セーフティネット資金

対認定農業者、認定新規就農者、主業農林漁業者等

■限度額 1,200万円または年間経営費の12/12、粗収益の12/12

■返済期間 据置期間3年以内、返済期限10年以内

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

対認定農業者

■貸付限度額 個人3億円（特認6億円）、法人10億円（特認30億円）

■返済期間 据置期間10年以内、返済期限25年以内

経営体育成強化資金

対主業農業者、認定新規就農者等

■限度額 個人1,000万円～2,500万円、法人4,000万円

■返済期間 据置期間3年～10年以内、返済期限25年以内

《共通》

■利率 0.10%（緊急対応策により貸付当初5年間は実質無利子）

申日本政策金融公庫山形支店☎023-625-6135、各農業協同組合・銀行・信用金庫等
問農業…農業委員会事務局（藤島庁

舎）☎64-5868

林業…本所農山漁村振興課☎内線

597

漁業…同課☎内線559

農業近代化資金

対認定農業者、認定新規就農者、主業農業者等

■限度額等 個人1,800万円、法人2億円、融資率80%（認定農業者は100%）

■返済期間 据置期間2年～7年以内、返済期限は使途に応じて7年～20年以内

■利率 0.10%（緊急対応策により貸付当初5年間は実質無利子）

申各農業協同組合・銀行・信用金庫等
問農業委員会事務局☎64-5868

漁業近代化資金（拡充）

対漁業者等

■拡充措置 貸付当初5年間の実質無利子化・保証料免除、実質無担保化

申漁業協同組合・農林中央金庫等

問本所農山漁村振興課☎内線559

社会福祉施設等向け

社会福祉分野への金融支援

機能停止となった社会福祉施設等に対して、経営に必要な資金の貸付けを行います。

社会福祉施設等に対する優遇融資

■限度額等 経営に必要な資金（6,000万円まで無担保融資可能）、融資率100%

■返済期間 据置期間5年以内、返済期限10年以内

■利率 当初5年間3,000万円まで無利子、3,000万円超の部分は0.2%。6年目以降0.2%

相談窓口

福祉医療機構

融資相談…☎03-3438-9298

返済相談…☎03-3438-9939

問本所長寿介護課☎内線190、本所福祉課☎内線198

市民向け

事業主向け

中小企業等への雇用助成

事業主の方で、雇用維持やテレワーク導入、労働者に特別の有給休暇を取得させる等の取り組みを行った

場合に、助成金を交付します。

個人で事業をする方で、子供の世話のために契約した仕事ができなくなった場合に、支援金を支給します。

雇用調整助成金（特例措置の拡充）

事業主が、労働者（雇用保険被保険者でない労働者も含む）の雇用維持を図るために支払った休業手当に要した費用の一部を助成します。

■助成率 中小企業4/5（解雇等を伴わない場合9/10）、大企業2/3（解雇等を伴わない場合3/4）、対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

■対応期間 4月1日～6月30日

■支給限度 年間100日（3年間で150日）+上記対応期間

申6月30日迄までハローワーク鶴岡☎25-2501へ

働き方改革推進支援助成金

►テレワークコース

対感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主

■助成対象 2月17日～5月31日に実施したテレワーク用通信機器の導入・運用や就業規則・労使協定等の作成・変更など

■補助率 1/2

■上限額 100万円

申テレワーク相談センター☎0120-91-6479

►職場意識改善特例コース

対特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

■助成対象 2月17日～5月31日に実施した就業規則などの作成・変更や労務管理用機器の導入・更新等

■補助率 3/4ほか

■上限額 50万円

申山形労働局雇用環境・均等室☎023-624-8228

小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合などに、保護者休職による所得減少に対応するため、2月27日から6月30日までの間に、年次有給休暇とは別途の有給休暇を取得させた事業主に助成します。

■助成額 有給休暇を取得した労働者（保護者）に支払った賃金相当額の10/10

■上限額 対象労働者1人1日当たり8,330円

■対象となる保護者 親権者、祖父母等のほか、子供の世話を一時的